

令和7年3月21日

島根県「核燃料税」の更新

島根県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の島根県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	島根県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉（原子炉等規制法に規定する認可を受けた廃止措置計画に係るものは除く）への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 （発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は100分の17） ②出力割：42,700円/千kW/課税期間（3か月） （発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3ヶ月））
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約1,117百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）約324千円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

- ・ 令和6年12月19日 島根県議会にて条例案可決
- ・ 令和6年12月20日 総務大臣協議
- ・ 令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・ 令和7年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。